

**豊前市立新設中学校整備事業設計業務委託
公募型プロポーザル評価要領**

1 趣旨

本要領は、豊前市立新設中学校整備事業設計業務委託の設計者を選定するための基準等について必要な事項を定めるものである。

2 第一次審査【合計 60 点】

第一次審査は、参加資格適格審査及び下記評価項目において実績等について評価する。

評価項目	評価事項		配点	
業務実績	設計業務実績により評価する。		10	
担当チーム の評価	管理技術者	設計業務実績により評価する。	14	
	主任担当 技術者	意匠	設計業務実績により評価する。	14
		構造	設計業務実績により評価する。	6
	電気		保有資格により評価する。	4
		機械	設計業務実績により評価する。	4
			保有資格により評価する。	2
		設計業務実績により評価する。	4	
		保有資格により評価する。	2	

3 第二次審査【合計 200 点】

第二次審査は、下記評価項目において技術提案内容等について評価する。

評価項目	評価事項		配点	
書類審査	第一次審査の得点		60	
事業実施 方針	業務への取組体制、設計チームの特徴について評価する。		10	
	特に重視する設計上（意匠・構造・設備の各分野）の配慮事項、その他の業務実施上の配慮事項について評価する。		10	
ヒアリング	説明能力・ 取組意欲	説明のわかりやすさ、質問に対する応答の明確さ、迅速さ及び業務に対する取組意欲について評価する。	10	
技術提案	設定したテーマに対する技術提案について、的確性、独創性、実現性を考慮して提案ごとに総合的に評価する。		テーマ①	35
			テーマ②	35
			テーマ③	30
提案価格	提案価格見積書の金額を下記により評価する。 最低価格／見積提案価格×配点（小数第3位を四捨五入） ※平均見積額からの乖離率が50%を超える場合は0点とする。		10	

※評価基準

- 的確性：与条件との整合性、理解度
- 独創性：工学的な知見による新たな視点や工夫による効果等
- 実現性：理論的な裏付けに基づく説得力等

4 採点

第一次審査及び第二次審査時に、以下の評価基準に基づき評価を行う。評価項目ごとに、配点に対して評価係数を乗じて評価点を算出する。なお、第二次審査については、各審査委員の点数を算出し、平均したもの（小数第3位を四捨五入する。）を各者の評価点とする。

業務実績については、評価点の上位2件の業務実績を評価対象とする。

(1) 事業者の業務実績

評価項目	評価基準	評価係数
業務実績	同種業務実績が2件、類似業務実績が0件	1.0
	同種業務実績が1件、類似業務実績が1件	0.8
	同種業務実績が1件	0.6

(2) 配置予定技術者の業務実績

ア 業務実績

評価項目	評価基準	評価係数
担当チーム の評価	同種業務	1.0
	類似業務	0.5

イ 携わった立場

評価項目	過去の実績での立場	管理技術者 の評価係数	主任担当技術者 の評価係数
担当チーム の評価	管理技術者又はこれに準ずる立場	1.0	1.0
	主任担当技術者又はこれに準ずる立場	0.5	1.0
	担当技術者の立場	0.25	0.5

ウ 評価方法

各実績について、アの評価係数×イの評価係数を算出し、これらを合計したものを2件で除した値（小数第3位を四捨五入する。）を配置予定技術者の業務実績の評価係数とする。

業務実績が2件未満のものについても、同様に2件で除するものとする。

(3) 保有資格

評価項目	業務分野	評価する技術者資格	評価係数
担当チーム の評価	構造	構造設計一級建築士	1.0
		一級建築士	0.8
		二級建築士	0.4
	電気設備	設備設計一級建築士	1.0
		建築設備士、一級建築士	0.8
		一級電気工事施工管理技士	0.4
		二級電気工事施工管理技士	0.2
	機械設備	設備設計一級建築士	1.0
		建築設備士、一級建築士	0.8
		一級管工事施工管理技士	0.4
		二級管工事施工管理技士	0.2

(4) 第二次審査

評価項目	ランク	評価基準	評価係数
事業実施方針、 ヒアリング、 技術提案	A	特に優れている	1.0
	B	優れている	0.8
	C	普通	0.6
	D	やや不十分	0.4
	E	不十分	0.2